

## 鹿沼市移住支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、栃木県移住支援事業実施要綱、栃木県マッチング支援事業実施要領、とちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領、関係法令等に定めるもののほか、鹿沼市移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の目的等)

第2条 補助金は、栃木県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期鹿沼市総合戦略に基づき、東京圏から移住する者の転居、就業及び起業等を栃木県が行う栃木県移住支援事業と連携して支援することにより、本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図ることを目的とする。

2 補助金は、着手前申請型補助金等として交付する。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）における指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）並びに平成22年から令和2年の人口減少率が10パーセント以上の市町村（以下「条件不利地域」という。）を除いた区域をいう。

(2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

(3) 関係人口 本市の将来における持続可能な地域社会の構築に向け、豊かな自然環境や多彩な産業を有し、多様な生活スタイルを幅広く受け入れられるまちであることを活かし、農林業など担い手不足といった地域課題に対して、継続的かつ多様な形で関わり、地域課題の解決に資する人をいう。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに当該各号に定める額とする。ただし、18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(1) 世帯で移住する場合 100万円

(2) 単身で移住する場合 60万円  
(補助金の交付要件等)

第5条 補助金の交付対象となる要件は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1に定める要件（就職に関する要件、テレワークに関する要件、起業に関する要件及び関係人口要件にあっては、そのいずれかの要件）を満たす者とする。

（事前相談）

第6条 補助金の申請を予定する者は、事前相談を行うものとする。

2 前項の事前相談の窓口は、総合政策部地域課題対策課とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、鹿沼市移住支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、本人確認ができる書類を提示の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿沼市移住支援補助金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の2）
- (2) 自治会加入状況確認書（様式第1号の3）
- (3) 別表第2に掲げる移住元に関する要件を満たすことを証する書類
- (4) 別表第3に掲げる就職に関する要件、テレワークに関する要件、起業に関する要件又は関係人口要件のいずれかに該当することを証する書類
- (5) 補助金の振込先の預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは速やかに鹿沼市移住支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（完了検査及び補助金の額の確定）

第9条 市長は、補助事業が完了したと認めたときは、補助事業の内容の検査及び補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた場合は、当該通知を受けた日から15日以内に、鹿沼市移住支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかるわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は補助金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて定める事項に該当する場合、補助金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして栃木県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次に掲げる事項に該当すること。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満の間に市外へ転出した場合

ウ 補助金の申請日から3年未満の間に自治会を脱退した場合

エ 補助金の申請日から1年以内に就職に関する要件またはテレワークに関する要件を満たす職を離れた場合

オ 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定を取り消された場合

カ 補助金の申請日から1年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画の認定を取り消された場合又は同法に規定する農業経営改善計画若しくは青年就農計画の認定を取得するための研修の修了の見込みがなくなった場合

キ 補助金の申請日から1年以内に市内の新規雇用就農者としての職を離れた場合

ク 栃木県林業大学校就業前長期課程の卒業の見込みがなくなった場合又は補助金の申請日から1年以内に市内で林業に従事しない場合

ケ 補助金の申請日から1年以内に栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項に定める木材業者登録証の交付を受けた事業所を退職した場合

(2) 半額の返還 次に掲げる事項に該当すること。

ア 補助金の申請日から3年以上5年以内の間に市外へ転出した場合

イ 補助金の申請日から3年以上5年以内の間に自治会を脱退した場合

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年度分から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年度分から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 22 日から適用する。ただし、第 6 条第 2 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、適用後の第 4 条ただし書の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に転入した者について適用し、令和 4 年 3 月 31 日以前に転入した者については、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、適用後の第 4 条ただし書の規定及び別表第 1 については、令和 5 年 4 月 1 日以後に転入した者について適用し、令和 5 年 3 月 31 日以前に転入した者については、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 18 日から適用する。

別表第1（第5条関係）

移住元及び移住先に関する要件	<p>次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 移住元について、次の全てに該当すること。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元に関する要件を満たす期間とすることができます。</p> <p>ア 本市に転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしてきたこと。</p> <p>イ 本市に転入する前日までに、連続して1年以上、東京23区内又は東京圏に在住していたこと。</p> <p>ウ 東京圏に在住していた者にあっては、本市に転入する前日の1年3か月前から本市に転入する前日までの間において連続して1年以上、東京23区内に通勤していたこと。</p> <p>(2) 移住先について、次の全てに該当すること。</p> <p>ア 平成31年4月23日以降に本市に転入した者であって、補助金の申請時において、転入日から3か月以上1年以内であること。</p> <p>イ 補助金の申請日から5年以上継続して本市に居住する意思があること。</p> <p>ウ 補助金の申請日の時点で自治会に加入しており、引き続き5年以上加入する意思があること。</p>
いざれかを満たすこととする要件	<p>就職に関する要件</p> <p>(1) 一般の場合</p> <p>次の全てに該当すること。</p> <p>ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>イ 就業先が、栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サイト（以下「企業情報掲載サイト」という。）に掲載されている求人又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに掲載されている求人であること。</p> <p>ウ イの求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに前号の求人が掲載された日以降であること。</p> <p>エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>オ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の申請時において連続して3か月以上在職し、かつ、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(2) 専門人材の場合</p> <p>次の全てに該当すること。</p> <p>ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>イ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。</p> <p>ウ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助</p>

	<p>金の申請時において連續して3か月以上在職し、かつ、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>オ 異職することが前提であって、目的達成後に解散をする個別プロジェクトへの参加等でないこと。</p>
テレワークに関する要件	<p>次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) 鹿沼市でテレワークにより勤務すること（原則として、出勤日のうち4／5以上の日数）とし、週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>(3) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金が提供されていないこと。</p>
起業に関する要件	補助金の申請日が地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。
関係人口に関する要件	<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす者</p> <p>ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者である、又は同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を取得するための研修を受講しているもの。</p> <p>イ 市内の新規雇用就農者として就業して1年以内であること。</p> <p>ウ 栃木県林業大学校就業前長期課程（令和7年4月1日以降のものに限る。）の学生であって卒業後に市内で林業に従事するもの</p> <p>エ 栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項に定める木材業者登録証の交付を受けた事業所等に就業して1年以内であるもの。</p>
世帯に関する要件	<p>次の各号の全てに該当すること（単身で移住する場合を除く。）。</p> <p>(1) 補助事業者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 補助事業者を含む2人以上の世帯員が補助金の申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 補助事業者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月23日以降に転入したこと。</p> <p>(4) 補助事業者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の申請時ににおいて転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>(5) 補助事業者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>

その他の要件	次の各号の全てに該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (3) その他栃木県又は本市が補助金の対象として不適當と認めた者でないこと。 (4) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満だった者が、5年以上経過して18歳以上となった場合を除く。
--------	---

別表第2（第7条関係）

区分		書類
移住元に関する要件を満たすことを証する書類	東京23区内在住者	移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分）
	東京圏の在住者	<p>1 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分）</p> <p>2 開業届出済証明書等移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類</p>
	上記以外の場合	<p>1 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分）</p> <p>2 通勤期間証明書その他の移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類</p> <p>3 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（公務員を除く。）</p>
	東京23区内の企業等に就職した者であって、東京23区内の大学等への通学期間も移住元に関する要件を満たす期間として算入する場合	卒業証明書、成績証明書その他在学期間を確認できる書類

別表第3（第7条関係）

区分	書類
就職に関する要件に該当することを証する書類	移住先における就業先の就業証明書（様式第2号）
テレワークに関する要件に該当することを証する書類	所属先企業等の就業証明書（様式第2号の2）
起業に関する要件に該当することを証する書類	地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定通知書の写し
関係人口に関する要件に該当することを証する書類	次のうちいずれかの書類 1 認定農業者認定証の写し 2 研修受講決定通知書の写し 3 栃木県林業大学校長期課程の在学証明書 4 雇用証明書